

## 平成29年度 京都市中央保護所事業計画

社会福祉法人みなと寮

### 1. 理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

### 2. 基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

### 3. 目的

生活保護法第38条第3項に定められた更生施設であり、身体や精神に障がいなどがあり、養護及び生活指導を必要とする人たちを対象に、日常生活支援を行うことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティーネット施設として機能するために、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。(利用定員30名)

(京都市から平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間を指定管理者として指定を受けています。)

### 4. 重点項目

社会福祉法の一部改正への対応を中心に、重点的に以下の取り組みを行います。

- (1) 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービス提供を実現するため、的確な個別支援計画を策定し支援に努める。
- (2) 社会福祉法人及び施設の存在意義を高めて行くため地域の福祉ニーズを把握し、地域における公益的な取り組みを積極的に行う。
- (3) 職員の目標管理を適切に行うとともに、職員一人ひとりが成長に向けて取り組めるよう、個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめる。
- (4) 役割・責任を明確にし、法人の意思決定が隅々まで速やかに行き届く組織作りを行い、あわせてコンプライアンスの徹底に努める。
- (5) 地域社協等関係機関と協働し、生活困窮者自立支援事業を行うとともに、就労準備支援・就労訓練事業を推しすすめていく。

## 5. 施設運営の主要目標

### (1) 防火管理体制の強化

火気の取扱に注意を払い、避難訓練・施設内外の巡回強化を図り、火災予防・教育の徹底を図る。また、居室等での喫煙が発覚した際は、厳格に対応していく。

### (2) 地域関係の向上

地域の関係機関への情報公開等を行い施設運営の理解を得られるよう努め、地域に解放された施設として運営を行い公益的な取り組みの実践を行う。

### (3) 実施機関との連携強化

実施機関との連携強化を図り、施設での支援内容の見える化を行い関係機関の理解を得ることにより入所などに積極的に対応を行い施設運営の安定に努める。

### (4) 個別支援による地域移行

早期での地域移行を目指し、個別支援計画を作成し自立に向けた支援を行っていきます。

## 6. 地域移行支援事業の推進

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた上で地域にある支援付き住宅やグループホームへの移行促進を図ります。また、他種別施設への移行も踏まえ法人内の施設とも連携を図ります。

## 7. 個別支援

適切なサービス提供を行うために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の意向を尊重した支援を心掛けます。適切なサービス提供を行うためには択一的な支援では無く、利用者の個々の状況に応じた支援を心掛けるために支援計画を策定し日々の支援を行っていきます。

### (1) 個別支援計画

利用者の希望・要望を実現するために、利用者と面談を重ね作成していきます。支援計画の策定には担当者を中心に専門職や外部の関係者も招きカンファレンスを行います。

### (2) PDCAサイクル

計画・実行・評価・見直しのプロセスを重要視します。カンファレンスを行い、施設における支援を利用者または代理人の同意の上で実施していきます。

## 8. 日常生活自立支援

利用者の意向の把握に努め、今後の課題や方向性を位置づける材料とし、施設の提供しているサービス・設備の改善に努め、施設運営の最適化を図ります。

そのためには利用者本人だけでなく、家族や実施機関とも連携しながらより良いサービス提供に努めていきます。リスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、支援していきます。

また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考えています。

### (1) 日常的支援

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況を把握し個別支援計画の内容に沿って実施していきます。

・毎年10月に利用者満足度調査を実施し評価・見直しを行います。

### (2) 苦情解決

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、家族等や第三者（代理人）からも申し立てができるような体制を整え、苦情受付担当者、第三者委員を配置し施設運営やサービス内容の改善を求めることができますようにしています。

個別面接、施設座談会（全体会）を用意して、利用者が直接口頭で話せる機会を設けています。

また、保護所内に「意見箱」を設置し、匿名でも苦情や意見を申し出しやすい環境に配慮します。

### (3) リスクマネジメント

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

### (4) 保健・医療サービス

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

### (5) 感染症対策

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基底に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

### (6) 食事・栄養サービス、食育指導

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気や気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。また「給食懇談会」や嗜好調査を定期的実施し常に利用者の意見を取り入れていきます。複数の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しさを演出していきます。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努め、年4回の食事アンケートを実施します。

食育指導として、調理への興味を助長させるために在籍中から独居生活後を見越した調理実習等を行います。

## 9. 社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した社会生活を地域生活移行後も送れるよう、コミュニケーション作りや居場所作りを積極的に取り組んでいきます。

### (1) レクリエーション

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動を準備します。レクリエーションにおいてはその精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施します。

また、利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施していきます。

- ・毎月グループミーティング等で意見を尋ねて企画していきます。

行 事 名	実 施 回 数
外出行事	月 1 回
日帰り旅行	年 1 回
将棋・卓球大会	月 2 回
座談会	月 1 回
調理実習	月 2 回
創作活動（折り紙）	不定期

### (2) クラブ活動

日々の生活の中で楽しみながら、また相互に学べる場として利用者が本当に望んでいるクラブ活動を整備拡充していきます。利用者ニーズを基に、新規設立や休止などには柔軟に対応します。

- ・利用者の意見を反映するために年 2 回利用者アンケートを実施し見直しを行います。

ク ラ ブ 名	実 施 回 数
農園クラブ	週 1 回
歩こう会	月 1 回
体操クラブ	毎日
芸術活動（書道・絵等）	2 週 1 回

### (3) 家族等との連携・交流

利用者と家族等との関係が希薄なものとならないように、施設の事業計画などの情報や利用者の近況について、近況報告や広報誌等にて定期的に連絡を行い、調整・関係修復を図っていきます。実施機関へも定期的に報告することで連携をとり、利用者への支援を行っていきます。

## 10. 就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきます。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っ

ています。

#### (1) 施設内作業

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練（内職作業・清掃作業）を段階的に行っていきます。これは、施設内での就労準備や就労訓練(中間的就労)として位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとします。

#### (2) 清掃作業

外部就労の一步前の就労訓練として館内の清掃作業を活用し、利用者の就労意欲の向上と自信回復に繋がるよう支援を行っていきます。

#### (3) 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

### 1 1. コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

各種法令・指針（社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など）に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化します。また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持していきます。コンプライアンス（法令遵守）による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識としています。

#### (1) 個人情報保護

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

#### (2) 人権への配慮

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

#### (3) 虐待防止

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものにとらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、年に1度は必ず「虐待防止チェックリスト」を実施し、その結果に基づき、研修や会議の場で議論し、職員の意識向上に取り組んでいきます。

#### (4) プライバシー保護

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

## 1 2. 情報公開

情報公開については、法人のホームページを活用し、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信していきます。

(<http://www.minatoryo.or.jp/>)

## 1 3. 地域における公益的な取り組みの推進

地域福祉ニーズの把握を行い法人が培ったノウハウを活かし地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて地域へ還元出来るよう活動を行っていきます。

### (1) 総合福祉相談窓口の設置

施設内に総合福祉相談窓口を設置、相談支援員を配置し困窮問題に関わらず様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会等と連携を図りワンストップでの支援を行っていきます。相談窓口連絡先 075-361-8085

また、生活困窮者自立支援法への積極的な協力を行い、認定就労訓練事業所の認定を進めていきます。

## 1 4. 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立化を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え地域に根ざした活動を行います。施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいきます。

### (1) 施設実習の受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進していきます。

### (2) ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されます。諸団体・グループとの関わりを図り、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

### (3) 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

### (4) 地域との連携

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図るために地域連絡会議を立ち上げ、地域にある福祉ニーズの発見に協力

していきます。

また、センターとして夏祭りや研修会を実施し、地域関係者が参加できるように配慮を行います。

#### (5) 地域防犯・防災対策

地域における避難訓練等に参加し、災害時等には施設機能の活用や協力しあえる関係を築いていきます。

### 1 5. 防犯・防災管理対策

#### (1) 防犯教育

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努めます。また、職員等による体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

・防犯器具等の点検・整備していきます。

#### (2) 災害対策

防火・救命等の各種講習に積極的に参加し、職員の意識及び研鑽に努めるとともに、喫煙・火気の取扱に関する掲示や啓蒙を図り、火災防止に対する意識付けを行います。

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行って行きます。

#### (3) 防災・防犯訓練

定期的に災害避難訓練等を実施して様々な状況（火事・地震・夜間・水害等）でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施します。また、想定外の自然災害や外部侵入者についての対策も視野に入れ可能な限り利用者の安全を確保します。

また、侵入者に対しての模擬訓練の実施や、所管の消防署の協力を得て、中央保護所単独での避難訓練・防火訓練を実施し、危機意識を高めます。

### 1 6. 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。

また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋がります。職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを目指すことで向上心を刺激していきます。

#### (1) 研修

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実

を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めていきます。

②階層別研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要なとされる知識の向上に努めていきます。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

③施設内研修（職員研修会）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施していきます。

(2) 諸会議

①職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催していきます。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

1. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

②サービス検討会議（月1回）

支援方法や手順等の利用者サービスに直結する全ての問題を検討し、全体化していきます。

また、マニュアル検討整備委員会と同時開催することにより業務内容の改善を図ります。

③虐待防止対策委員会（月1回及び、随時）

利用者への虐待など起こりうる可能性があることから、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法、DV防止法などを理解し、全職員が早期発見・早期介入出来るよう虐待の定義に限定せず基盤整備を行い虐待防止に努めていきます。また、職員のストレスなど心理状態を把握できるよう様々な機会・手法を活用し抑制に努めていき



ます。

なお、虐待が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

④リスクマネジメント委員会（月1回及び、随時）

利用者に直接関係する感染症や虐待防止、事故・ヒヤリハット報告等に基づくその原因や対策について協議し、再発防止などの改善策を講じ、利用者の安全確保に努めます。また、設備等環境面でのリスクについても常に意識し、両面から改善に努めていきます。また、重大事故が発生した際には臨時委員会を招集し早急に対策を検討していきます。

⑤苦情解決委員会（月1回及び、随時）

利用者からの苦情を聴き、単なるクレームと軽視せず、その問題を解決してより良いサービス提供ができるように検討していくとともに、業務内容の見直しを含め積極的に業務改善に取り組んでいきます。また、苦情受付を行った際には臨時委員会を招集し、早急に対策を検討していきます。

⑥防災会議（月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をします。

⑦給食会議（月1回）

施設と委託業者の意思疎通を図り、食事サービスに関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事サービスの提供を検討していきます。

⑧ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングや、各階別のミーティングを毎日実施し、利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡調整の徹底を図ります。

⑨個別支援計画策定会議（随時）

利用者の希望・要望を支援の中心に据えられるように、利用者の個別支援計画の策定、見直しなどを職員間にて検討していきます。

⑩法人内施設 連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑫法人内救護施設 施設長会議（随時）

法人内救護施設の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。

⑬法人内主任会議（随時）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り改善策について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての認識を高めます。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行う為に検討を行います。

(3) 業務の効率化

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるよう

に随時見直しを行っていきます。

**(4) 福利厚生**

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

**1 7. 外部評価への取り組み**

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

**(1) 第三者評価及び自己点検**

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の見直し・維持・向上に努めていきます。受審結果を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めます。

**(2) 外部監査**

会計監査人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

**(3) 内部監査**

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。